4　第十七条及び第十八条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、3に規定する条項に係るものについて適用する。

5　(a)　租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第十三条の規定を第十八条の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。

(b)　投資家は、第十八条に規定する付託の意図の通報を行った時は、(a)に規定する課税措置が収用に当たるか否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第十八条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

(c)　(b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii)　ペルー共和国については、経済財政大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第二十四条　合同委員会

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　第八条1の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c)　第八条2の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2　委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3　委員会は、次条に従って設置される投資環境改善小委員会に加え、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

4　委員会及び小委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、自己及び小委員会の手続規則を定める。委員会及び小委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5　委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十五条　投資環境改善小委員会

1　投資環境改善小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この協定の適用範囲内の投資に関連する事項であって、投資環境の改善に関係するものについて、情報を交換し、及び討議すること。

(b)　小委員会の所見及び討議の結果を委員会に報告すること。

(c)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

第二十六条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する国内措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十八条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであり、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　最終規定

1　この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終了の時又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4　(a)　この協定は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

(b)　(a)の規定にかかわらず、

(i)　附属書Ⅰ第一節及び附属書Ⅱ第一節は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成する。

(ii)　附属書Ⅰ第二節及び附属書Ⅱ第二節は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十一月二十一日にリマで、本書二通を作成した。

日本国のために
麻生太郎
ペルー共和国のために
A・ガルシア

附属書Ⅰ

第一節　日本国の表

1　日本国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し日本国が付する留保について、第八条1の規定に従って記載するものである。

(a)　第三条（内国民待遇）

(b)　第四条（最恵国待遇）

(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

(d)　第十二条（経営幹部及び取締役会）